

平成 16 年 8 月 5 日

市立小・中学校長 殿

学校教育部長

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の協定について

このことについて、青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進するため、平成 16 年 7 月 30 日に、本市教育委員会と警視庁との間で「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度の協定」を締結しました。（資料 1）

また、本協定の実施にあわせ、相互連絡を実施する上で取扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るために「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書に基づく連絡の実施にかかるガイドライン」を策定しました。（資料 2）

つきましては、本協定に基づき、児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成を効果的に進めるとともに、本ガイドラインに基づき、警察と学校との間で相互に提供された個人情報の適正な管理と保護が図られるようお願いします。

記

1 協定の概要

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の協定書の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進する。

(2) 連携の内容

警察と学校は、非行・問題行動に関して必要な情報の連絡を行う。

警察と学校は、非行・問題行動に関し、必要に応じて協議を行い、当該事項に係る具体的な対策を講じる。

(3) 警察から学校への連絡事項

逮捕事案

く犯事案

その他非行少年等及び児童・生徒の被害に係る事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事案

(4) 学校から警察への連絡事項

児童・生徒の非行等問題行動及びこれらによる被害の未然防止等のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

学校内外における児童・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止等のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

(5) 連絡の方法

連絡の対象事案を取り扱った少年育成課長・警察署長等及び学校長の連絡責任者が、電話又は面接による口頭連絡によって行う。

(6) 適正な情報管理

相互に提供された個人情報については、児童・生徒の健全育成上の観点から、警察及び学校は当該情報の機密保持に努めるものとし、協定の趣旨に逸脱した取扱いは厳禁とする。

(7) 施行年月日

本協定に基づく警察・学校相互連絡制度は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

2 児童・生徒への配慮

この制度は、問題行動等のあった児童生徒の健全育成及び立ち直りを支援すること、問題行動等の再発を防止すること、及び児童・生徒を犯罪から防止することを目的としております。学校が当該児童・生徒を告発すること、又は警察から得た情報により学校において当該児童・生徒に懲戒処分を行ったり、その児童・生徒を叱責することを意図しているものではありません。

したがって、本制度の運用にあたっては、相互連絡の内容のみによって児童・生徒に不利益にならないよう十分な配慮をお願いします。

3 今後の取り組み

8月24日(火) 小学校生活指導主任研修会にて各校生活指導主任に協定書・ガイドラインについて説明

9月10日(金) 小学校生活指導主任研修会にて各校生活指導主任に協定書・ガイドラインについて説明

別添資料

(1) 資料1 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書

(2) 資料2 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連絡実施にかかるガイドライン